

第 5243 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2015年)平成27年 6月10日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 個人事業主の傷害保険の保険料は必要経費!?

**Q**：個人事業主が自分や家族にかける傷害保険の保険料は、必要経費に算入することができますか？

**A**：必要経費に算入することはできません。

### 【解説】

さきごろ、東京国税局に同様の事前照会があり、次のように回答しています。

個人事業主が従業員を被保険者、個人事業主を保険金受取人として加入する傷害保険は、個人事業主が受け取る保険金をその従業員の死亡や傷害等に伴い支払うこととなる退職金や見舞金等の資金として利用することを目的とすることから、事業遂行上必要なものとして、その保険料相当額を必要経費に算入することができます。

しかしながら、個人事業主や事業専従者を被保険者とする場合には、これらの者に対して支払われる退職金や見舞金等の金品は、他の従業員と同様の条件で支払われるものであったとしても、もともと必要経費とならない家事上の経費であることから、その保険料相当額は家事上の経費に該当します。

したがって、個人事業主又は事業専従者を被保険者とする傷害保険に係る保険料相当額については、事業所得の必要経費に算入することはできません。

